

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年7月20日

香川県公安委員会委員長 川 東 祥 次

香川県公安委員会規則第8号

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(認知症の診断を行う医師の指定) 第9条の3 略 2 第30条の4第2項の規定は、前項の医師の指定について準用する。	(認知症の診断を行う医師の指定) 第9条の3 略 2 第30条の4第2項及び第3項の規定は、前項の医師の指定について準用する。
(考查及び講習修了証明書の交付) 第13条 略 2 前項の考查は、筆記試験により行うものとする。この場合において、その時間は1時間とし、その問題数は猟銃及び空気銃の所持に関する法令について <u>25問</u> 、猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いについて <u>25問</u> の計 <u>50問</u> とする。 3 法第5条の3第2項の講習修了証明書は、初心者講習会の講習にあっては第1項の考查において <u>90パーセント</u> 以上の成績を修めた者に対し考查終了後、経験者講習会の講習にあっては当該講習を修了した者に対し講習終了後、それぞれ講習場所において交付するものとする。	(考查及び講習修了証明書の交付) 第13条 略 2 前項の考查は、筆記試験により行うものとする。この場合において、その時間は1時間とし、その問題数は猟銃及び空気銃の所持に関する法令について <u>10問</u> 、猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いについて <u>10問</u> の計 <u>20問</u> とする。 3 法第5条の3第2項の講習修了証明書は、初心者講習会の講習にあっては第1項の考查において <u>70パーセント</u> 以上の成績を修めた者に対し考查終了後、経験者講習会の講習にあっては当該講習を修了した者に対し講習終了後、それぞれ講習場所において交付するものとする。
(射撃指導員として必要な知識の有無の認定) 第19条 施行規則第42条第1項第4号に掲げる基準に該当する者であるかどうかの認定は、考查により行うものとする。 2 第13条第2項の規定は、前項の考查について準用する。この場合において、同条第2項中「25問」とあるのは「10問」と、「50問」とあるのは「20問」と読み替えるものとする。 3 施行規則44条の射撃指導員指定書は、第1項の考查において <u>70パーセント</u> 以上の成績を修めた者に対し、考查終了後、考查場所において交付するものとする。	(射撃指導員として必要な知識の有無の認定) 第19条 施行規則第42条第1項第4号に掲げる基準に該当する者であるかどうかの認定は、考查により行うものとする。 <u>この場合においては、第13条第2項及び第3項の規定を準用する。</u>

(医師の指定)
第30条の4 略

2 公安委員会は、前項の医師の指定をしたときは、その氏名、勤務する病院の名称及び所在地並びに診断の対象者を告示するものとする。

(医師の指定)
第30条の4 略

2 前項の医師の指定は、3年以内とし、再指定を妨げないものとする。
3 公安委員会は、第1項の医師の指定をしたときは、その氏名、勤務する病院の名称及び所在地並びに診断の対象者を告示するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。